

地方公共団体又は独立行政法人等が行う
統計調査の届出に関する事務マニュアル
(ver. 1.2)

令和3年11月10日

総務省政策統括官（統計制度担当）

改正履歴

版	改正内容	改正年月日
1.0	<ul style="list-style-type: none">・新規作成（旧事務処理要領等の全部改正） 《主な改正内容》 <ul style="list-style-type: none">① マニュアル全体についての詳細化、具体化、平易化② 届出書の記載例や留意点を充実③ 届出書の様式の一部変更④ 参考資料の追加⑤ 索引を作成	R2.11.27
1.1	<ul style="list-style-type: none">・総務省の組織改正により、「政策統括官（統計基準担当）」を「政策統括官（統計制度担当）」に変更 ただし、このマニュアルで引用している「政策統括官（統計基準担当）」が制定した過去の例規のクレジットについては変更なし	R3.6.29
1.2	<ul style="list-style-type: none">・記載ぶりの修正、運用の明確化等	R3.11.10

目 次

I 総論

1	マニュアル策定の経緯及び目的	1
2	総務大臣に対する届出が求められる地方公共団体及び独立行政法人等の範囲	2
(1)	地方公共団体	2
(2)	独立行政法人等	2
3	用語の定義	3
(1)	調査実施機関	3
(2)	調査計画	3
(3)	母集団、標本	3
(4)	全数調査、標本調査	3
4	届出の手続が必要とされる「統計調査」	4
(1)	概要	4
(2)	「統計調査」の4要件	5
(3)	4要件の全てに該当しても「統計調査」として扱われない場合	8
5	各種問合せ先	10
(1)	届出に関する書類の提出先	10
(2)	各種問合せ先	10

II 統計調査に関する届出手続

1	共通事項	11
(1)	届出を行う時期	11
(2)	届出の名義	11
(3)	届出に関する書類の提出	11
(4)	複数の調査票が用いられる場合の書類の作成	12
(5)	追加資料の提出	12
2	統計調査を新規に行おうとする場合	13
(1)	手続の概要	13
(2)	届出書の様式	13
(3)	届出事項記載書に記載する事項	15
ア	調査の名称	15
イ	調査の目的	16
ウ	調査対象の範囲	17
(ア)	地域的範囲	17
(イ)	属性的範囲	18

エ 報告を求める個人又は法人その他の団体（報告者）	19
(ア) 報告者数	19
(イ) 報告者の選定方法	20
オ 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間	22
(ア) 報告を求める事項（調査事項）	22
(イ) 基準となる期日又は期間	23
カ 報告を求めるために用いる方法	25
(ア) 調査系統	25
(イ) 調査方法	26
キ 報告を求める期間	29
(ア) 調査の周期	29
(イ) 調査の実施期間又は調査票の提出期限	29
(4) 届出書に添付する書類	31
3 届け出た統計調査を変更しようとする場合	32
(1) 手続の概要	32
(2) 届出の要否に関する留意点	32
(3) 届出書の様式	33
(4) 届出事項記載書に記載する事項	33
(5) 届出書に添付する書類	34
4 届け出た統計調査を中止しようとする場合	35
5 届出が遅延した場合の対応	36
6 届出の受理	37
(1) 受理の連絡	37
(2) 法第24条第2項に基づく変更又は中止の求め	37
(3) その他	37
附則	38
別記様式	39
参考1 母集団と標本の関係等	45
参考2 「統計調査」該当性についての判断の流れ	46
索引	47

(注) IIの「2 統計調査を新規に行おうとする場合」の「(3) 届出事項記載書に記載する事項」については、項目が多岐に分かれる。そのため、「ア」及び「(ア)」レベルの区分についても目次で掲載するとともに、本文においても、「ア」レベルの区分で改頁している。

I 総論

1 マニュアル策定の経緯及び目的

地方公共団体の長その他の執行機関又は独立行政法人等が、統計調査（統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）第2条第5項に規定する「統計調査」をいう。以下同じ。）を新たに実施又は変更しようとする場合に必要とされる総務大臣に対する届出については、従前から

- ①「地方公共団体又は独立行政法人等が行う統計調査に係る届出の手續等に関する事務処理要領」（平成21年1月23日総務省政策統括官（統計基準担当）決定）（以下「届出要領」という。）
 - ②「統計法に基づく統計調査の届出書類を作成する際の留意点」（平成22年6月1日総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官室）（以下「届出留意点資料」という。）
- に沿って対応がなされてきた。

一方、国の行政機関が行う統計調査に関する承認手續についても、同様の要領等を設けて運用されてきた。しかし、平成31年1月に明らかとなった統計業務の不適切事案を踏まえた「公的統計の整備に関する基本的な計画」の改定（令和2年6月2日閣議決定）の趣旨を踏まえ、当該要領等を全面的に改定して、「基幹統計調査及び一般統計調査の承認申請等に関する事務マニュアル」（令和2年9月29日総務省政策統括官（統計基準担当）決定。以下「承認申請マニュアル」という。）を制定したところである（令和2年10月1日から施行）。その中には、統計調査の範囲、手續資料の記載例など、届出の手續運用と共通するところが少なくない。

このマニュアルは、承認申請マニュアルの制定を踏まえ、届出要領及び届出留意点資料を統合の上、内容の充実を図り、法第24条又は第25条に基づく届出の手續等に関する事務処理の明確化、効率化及び統一化を図ることを目的として定めるものである。

2 総務大臣に対する届出が求められる地方公共団体及び独立行政法人等の範囲

(1) 地方公共団体 (注1-1)

法第24条第1項の規定に基づき、統計法施行令（平成20年政令第334号）第7条第1項の規定により、総務大臣に対して、統計調査の届出が求められる地方公共団体は、次に掲げる者である。

- ① 都道府県知事その他の都道府県の執行機関
- ② 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の市長その他の指定都市の執行機関

(注1-1) 地方公営企業が行う統計調査についても、普通地方公共団体である都道府県や指定都市が経営する地方公営企業が行うものについては届出を要するが、特別地方公共団体である一部事務組合又は広域連合が経営する地方公営企業が行うものについては届出の必要はない。

(2) 独立行政法人等

法第25条の規定に基づき、統計法施行令第8条第1項の規定により、総務大臣に対して、統計調査の届出が求められる独立行政法人等は、日本銀行である。

3 用語の定義

このマニュアルにおいて頻出する用語の定義は、以下のとおりである。

(1) 調査実施機関

「調査実施機関」とは、2頁の「2」に記載した地方公共団体又は独立行政法人等をいう。

(2) 調査計画

「調査計画」とは、統計調査の実施に関する全体像を明らかにしたものをいう。

具体的には、法第24条第1項各号（法第25条において準用する場合を含む。）に掲げる事項（15～30頁のⅡ2（3）を参照）について明らかにしたものであり、統計調査を新規に実施する際の届出事項記載書（別記様式第1号の別紙部分）に相当するものをいう。

また、統計法施行令第7条第3項の規定に基づき届出の際の添付書類とされている調査票は、「報告を求める事項」（法第24条第1項第3号）を具体化するものであり、調査計画の一部を構成するものである。

(3) 母集団、標本

「母集団」とは、統計調査で調べようとする調査事項に関する情報を保有し、統計調査の実施に当たり、報告を求められる可能性のある個人、世帯、企業、事業所等の全体集合をいう。調査計画においては、母集団の地域的及び属性的な範囲を「調査対象の範囲」として記載する。なお、調査計画において、母集団の規模を示す場合の用語としては、基本的に「母集団の大きさ」を用いる（「母集団数」は用いない。19頁の「報告者数」の記載例を参照）。

「標本」とは、母集団の中から選ばれた個体（調査計画上は「報告を求める個人又は法人その他の団体」又は「報告者」に相当する。「調査対象者」「調査客体」「被調査者」と呼称する場合もある。）の集まりをいう。「サンプル」と呼称する場合もある。

このように標本は、母集団の部分集合を指すものであることから、標本に含まれる個体の数（調査計画上は「報告者数」に相当する。）を「標本数」又は「サンプル数」と表現することは望ましくなく、このマニュアルにおいても、「報告者数」の言い換えとしては、「標本の大きさ」又は「サンプルサイズ」という用語を用いている。

なお、母集団と標本の関係等については、45頁の**参考1**を参照。

(4) 全数調査、標本調査

「全数調査」とは、母集団に含まれる個体を網羅的に調査する方法をいう。「悉皆調査」と呼称する場合もある。

「標本調査」とは、母集団から抽出された標本に含まれる個体に対して行う調査方法をいう。「サンプル調査」又は「抽出調査」と呼称する場合もある。

4 届出の届出が必要とされる「統計調査」

(1) 概要

法が規律する「統計調査」の定義については、法第2条第5項本文において、次のとおり規定されている。

この法律において「統計調査」とは、行政機関等が統計の作成を目的として個人又は法人その他の団体に対し事実の報告を求めることにより行う調査をいう。

つまり、次の①～④に掲げる4つの要件（以下「4要件」という。詳細については、後記（2）を参照）の全てを満たす調査が、法の定める「統計調査」に該当する（法第2条第5項ただし書に該当する場合を除く。）。

区分	要件
調査の実施主体	① 行政機関等 ^(注1-2) が実施機関であること
情報の処理方法	② 統計の作成を目的としていること
情報の入手方法	③ 個人又は法人その他の団体に対して報告を求めていること（報告者が存在すること）
情報の客観性	④ 調査事項が事実に関するものであること

(注) 調査に付される名称（「統計調査」、「実態調査」、「調査」、「アンケート」等）によって、「統計調査」の該当性が左右されるものではないことに留意が必要である。

逆に、4要件のいずれかを満たさない調査については、行政機関等が行う調査^(注1-3)であっても、「統計調査」に該当せず、総務大臣に対する手続を要しない。^(注1-4)

なお、「統計調査」該当性についての判断の流れについては、46頁の参考2で整理しているが、「統計調査」に該当するか否かについて疑義が生じたときは、前広に総務省政策統括官（総務省組織令（平成12年政令第246号）第14条第2号に掲げる事務をつかさどるものに限る。）付統計審査官室（以下「総務省統計審査官室」という。）に照会すること（問合せ先については、10頁の「各種問合せ先」を参照）。

(注1-2) 「行政機関等」は、法2条第3項において、行政機関、地方公共団体及び独立行政法人等の総称として用いられているが、このマニュアルは、統計調査の届出に関するものであることから、後記（2）アでは、4要件の①について、「都道府県、指定都市又は独立行政法人等が実施機関であること」として説明している。

(注1-3) 法令に基づいて、個人又は法人その他の団体からなされる許認可申請、届出又は登録等（いわゆる「業務記録」）は、個人又は法人その他の団体が、当該法令の定めに基づき、行政機関や地方公共団体に対して行うものであり、調査の一環としてなされるものではない。したがって、地方公共団体が、このような業務記録を受け付ける行為は、そもそも「調査」に該当しない。

(注1-4) 注1-3に記載した業務記録により得られた情報を用いて作成された統計や、後記（2）ア～エの「《この要件に該当しない事例》」に掲げた調査により集められた情報を用いて作成された統計についても、統計の作成者が地方公共団体又は独立行政法人等である限り、法第2条第3項に規定する「公的統計」であり、法第3条に規定する「基本理念」及び第3条の2に規定する「行政機関等の責務等」（同条第3項を除く。）が適用される。

(2) 「統計調査」の4要件

ア 都道府県、指定都市又は独立行政法人等が実施機関であること【調査の実施主体】

(ア) 都道府県又は指定都市の知事部局、市長部局若しくは各種委員会（例えば、教育委員会や人事委員会）又は日本銀行（以下「都道府県等」という。）が企画・実施する調査であれば、この要件に該当する。

(イ) 統計調査に係る業務（例えば、調査票の配布・取集や集計）の全部又は一部を民間事業者等他の者に委託する場合であっても、都道府県等が自らの責任の下で行う調査については、この要件に該当する。

(ウ) 国の行政機関が、都道府県等に対して調査の方針や概要を示すのみで、調査計画の詳細は都道府県等が決定し、都道府県等の名義で行われる調査についても、この要件に該当する。

《この要件に該当しない事例》

◆ 民間事業者等が企画・実施する調査

- ・ 地方独立行政法人や民間企業が、独自に企画して行う調査
- ・ 都道府県等が、外部の者（例えば、民間シンクタンクや大学の研究者）に委託した調査研究の一環として、受託者が企画・実施する調査
- ・ 都道府県等の補助金等を受けた研究者が、研究の一環として行う調査

イ 統計の作成を目的としていること【情報の処理方法】

調査によって得られた情報を集計し、報告者を識別できない形に処理した上で、利用することを前提としていれば、この要件に該当する。（注1-5、注1-6）

《この要件に該当しない事例》

◆ 個別利用を目的とする調査

ア 次の①～③に掲げるような統計を作成すること以外の利用（以下「個別利用」という。）を前提とする調査（注1-7）は、法第2条第5項本文に規定された「統計の作成を目的として」に当たらないことから、「統計調査」に該当しない。

- ① 統計目的以外の使用を前提とした名簿（公表の有無を問わない。）を作成するための情報収集として行う調査
- ② 個別の事例研究を行うことを目的とする調査
- ③ 個別の行政指導・監督・命令等を行うための情報収集として行う調査

イ 同一調査の中に、統計の作成を目的とする事項と個別利用を目的とする事項が混在する場合には、統計の作成を目的とする事項に関する部分のみが「統計調査」に該当する。また、個別利用するとともに統計の作成にも用いる事項については、個別利用を目的とする事項として扱う。（注1-8）

- (注1-5)「個別の制度検討、政策評価、法令の企画立案等に利用することを目的として行う調査であって、統計の作成を目的としているわけではない。したがって『統計調査』に該当しない」という誤解が時折見られる。しかし、この要件は、情報の処理方法に関するものであって、調査によって得られた情報を集計して統計を作成し、その上で、活用するという流れである限り、この要件に該当する。
- (注1-6) 都道府県が市区町村に対して行う統計調査の場合、その結果について、市区町村別に公表されることがある。しかし、これは、当該統計調査によって集めようとする個別の情報について市区町村段階で集計したものを、都道府県が報告を受けて公表していると整理されるものである。したがって、市区町村が報告した数値を構成する個々の個人・事業所等に係る情報が明らかにされない限り、市区町村別の公表がなされたとしても、個別利用には該当しない。
- (注1-7) 「統計調査」に該当する場合、調査票情報に対して、法第40条第1項に定める目的外利用の禁止や法第41条に定める守秘義務等の規定が適用されるため、集められた情報を個別利用することはできない。
- (注1-8) 個別利用を目的とする事項が含まれる調査については、調査への協力依頼状、調査票又は記入の手引き等に「この調査によって報告された内容については、統計以外の目的に使用しない」旨の記載をすることはできない。

ウ 個人又は法人その他の団体に対して報告を求めていること（報告者が存在すること）【情報の入手方法】

調査を行う際に、個人又は法人その他の団体に対して、個別に報告を求めていれば（すなわち、報告者が存在すれば）、報告者の属性にかかわらず、この要件に該当する。

また、統計理論に基づく調査設計により報告者を選定している場合はもとより、そのような設計を特段していないような場合であっても、個別に報告を求める行為が存在すれば、この要件に該当する。

《この要件に該当しない事例》

◆ 気象観測等に関する調査

次の①又は②に掲げるような調査については、報告者が存在しないことから、「統計調査」に該当しない。

- ① 調査従事者自らが観測・測量・測定することにより行われる気象観測、地形測量、大気汚染等の濃度測定
- ② 調査従事者が、特定の地点を通過する車両台数や人数を数えることのみにより行われる交通量調査

◆ インターネットのホームページにアクセスした者等が自由意思で回答する調査

インターネットのホームページにアクセスした不特定の者や、イベント会場等に来場した不特定の者が自由意思で回答する調査については、法第2条第5項本文に規定する「報告を求める」行為が個別に行われていないことから、「統計調査」に該当しない。

ただし、民間調査機関に登録されたモニターに対して調査を行うような場合で

あって、あらかじめ報告者を特定して調査への協力を依頼する場合については、個別に「報告を求める」行為が存在することから、「統計調査」に該当する。

エ 調査事項が事実に関するものであること【情報の客観性】

調査事項が、事実に関する内容であれば、この要件に該当する。

なお、事業活動や個人の健康状態についての現状認識、過去又は現在の事実に基づく将来予測に関する事項についても、事実に関するものとして扱う。(注1-9)

《この要件に該当しない事例》

◆ 専ら意識等に関する調査

ア 個人を対象とする調査で、思想や感情その他の内面的意識（以下「意識等」という。）の把握を専らの目的とする調査は、法第2条第5項本文に規定された「事実の報告」に当たらないことから、「統計調査」に該当しない。

例えば、次のような事項を調べる調査が挙げられる。

- ① 行政一般や個別施策に対する意見・要望及び当該意見・要望を有する理由
- ② 社会のあり方に関する意見及び当該意見を有する理由
- ③ 物事に対する関心の度合い
- ④ 生活上の信条に関する事項

イ 同一調査の中に「事実の報告」と意識等に関する事項が混在する場合には、「事実の報告」に該当する部分のみが「統計調査」に該当する。

ただし、事実に関する事項であっても、意識等の把握を専らの目的とする調査の中で設けられている次に掲げる事項については、「事実の報告」に該当しないものとして扱う。

- ① 「フェイス事項」(注1-10) としてのみ用いられる事項
- ② 意識等に関する報告を求めるために従属的に設けられている事実に関する事項 (注1-11)

(注1-9) 事業活動に関する事項については、事業を運営するに当たっての考え方も含めて、基本的に、事実に関するものとして扱う。

(注1-10) 「フェイス事項」とは、報告された事項を集計する際の区分として使用される報告者の属性のことであり、当該属性の実態そのものを把握するために調べられているものではない事項をいう。

(注1-11) 「意識等に関する報告を求めるために従属的に設けられている事実に関する事項」とは、意識等に関する報告を求める前提として、又は、意識等に関する報告を求めることに付随して報告を求める事項をいう。

例えば、次に掲げる事項が該当する。

i) 意識等に関する報告を求めるに当たっての背景・現状に関する事項

【例】制度の認知度を尋ねる設問に付随して、当該認知がどのような情報源から得られたのかを聞くような場合

【例】制度を今後活用したいか否かについて尋ねる設問に付随して、当該制度の利用状況を聞

くような場合

ii) 意識等に関する事項に回答する報告者を限定するための事項

【例】制度を利用していない者に対して、その理由を尋ねる前提として、制度利用の有無を聞くような場合

(3) 4要件の全てに該当しても「統計調査」として扱われない場合

都道府県等が行う調査であって、4要件の全てに該当するものは、原則として「統計調査」に該当するが、4要件を満たすものであっても、法第2条第5項ただし書の各号に掲げるものについては、「統計調査」としては扱われない。

したがって、これらの調査については、総務大臣に対する手続は必要ない。

ア 調査実施機関の内部で行われる業務報告等

例えば、都道府県等が組織内の職員に対して行う調査や、都道府県又は指定都市の本庁がその地方支分部局に対して求める業務報告、日本銀行の本店が支店に対して求める業務報告は、法第2条第5項第1号に規定する「行政機関等がその内部において行うもの」に該当することから、「統計調査」に該当しない。

ただし、県立高校と県内の国私立高校の双方を報告者として調査を行うような場合にあつては、県立高校に対する調査と国私立高校に対する調査の調査票が異なる等、容易に区分できる事情がなければ、届出事務の煩瑣を避けるため、便宜、調査全体を届け出ることとする（県立病院とそれ以外の病院の双方を報告者として調査を行うような場合にあつても同様である。）。(注1-12)

(注1-12) 県教育委員会が県立高校に在籍する生徒に対して行うような調査は、「内部において行うもの」には該当せず、届出を要する。

イ 統計法令以外の法律又は政令を根拠として行われる行政機関等に対する報告の求め

(ア) 統計法令以外の法律又は政令の規定に基づいて、国の行政機関、地方公共団体又は独立行政法人等(注1-13)に対して報告を求める行為は、法第2条第5項第2号に規定する「この法律及びこれに基づく命令以外の法律又は政令において、行政機関等に対し、報告を求めることが規定されているもの」に該当することから、「統計調査」に該当しない。

例えば、次のようなものが挙げられる。

- ① 統計法令以外の法律又は政令の規定に基づいて、都道府県が市町村に対して行う報告の求め
- ② 統計法令以外の法律又は政令の規定に基づいて、都道府県や市町村が他の都道府県や市町村に対して行う報告の求め

(イ) 「報告を求めることが規定されているもの」とは、報告を求める行為について、誰が、どのような場合に、どのような事項について報告を求めるのか等の具体的

な内容が定められていることが必要であり(注1-14)、各省設置法などの組織法令上等において、一般的な所掌事務として定められているものではない。

(注1-13)「独立行政法人等」は、法第2条第2項に定義・範囲が規定されており、「等」には、いわゆる民間事業者は含まれない。したがって、統計法令以外の法律又は政令の規定に基づいて、民間事業者に対して調査を行い、報告を求める行為は、法第2条第5項第2号には該当せず、「統計調査」該当性は、あくまで、法第2条第5項本文の該当性により判断される。

(注1-14)「具体的な内容が定められている」とは、例えば、次のような規定が該当する。

「都道府県知事は、～に関し必要があると認めるときは、市町村長に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。」

ウ 政令で定める機関が政令で定める事務に関して行う調査

都道府県警察（都道府県公安委員会並びに警視庁及び道府県警察本部）が「警察法第三十六条第二項の規定による責務を遂行するために行う事務」（統計法施行令第2条第5号）に関して行う調査は、法第2条第5項第3号に規定する「政令で定める行政機関等が政令で定める事務に関して行うもの」に該当することから、「統計調査」に該当しない。

5 各種問合せ先

(1) 届出に関する書類の提出先

総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室（注1-15）

（経済統計担当） ☎：03-5273-1146 メールアドレス：estat@soumu.go.jp

（人口・社会・農水統計担当） ☎：03-5273-1147 メールアドレス：psastat@soumu.go.jp

（注1-15）届出に関する書類を電子メールにより提出する場合には、その確実な処理のため、統計審査官室担当者個人のアドレスには送らず、上記組織アドレスに送ること。

(2) 各種問合せ先

ア 統計作成支援センター

総務省統計局・統計研究研修所では、「統計作成支援センター」を設け、統計調査の企画（標本調査を行うときの設計を含む。）から実施、集計に至るまでの全般にわたる技術的な事項について、相談を受け付けている。統計調査を行うに当たり、疑問点や悩みがある場合には利用されたい。

（☎：03-5273-1058 メールアドレス：stat-shien@soumu.go.jp）

イ 事業所母集団データベースの利用等

内 容	問合せ先
■「事業所母集団データベース運用管理規程」（平成24年12月21日総務省統計局長・政策統括官（統計基準担当）決定。平成31年4月26日最終改正）に関する事項	総務省政策統括官（統計制度担当）付 統計企画管理官室（☎03-5273-1018） メールアドレス s-kikaku@soumu.go.jp
■事業所母集団データベースの利用	総務省統計局 事業所情報管理課 情報提供係（☎03-5273-1106） メールアドレス db-bosyuudankanri@soumu.go.jp

Ⅱ 統計調査に関する届出手続

1 共通事項

(1) 届出を行う時期

ア 届出は、調査計画の内容が確定し次第、速やかに行うものとし、統計法施行令第7条第2項（第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、「統計調査を行う日の三十日前までに」届け出るものとする。

「統計調査を行う日の三十日前」とは、届出書（別記様式第1号又は第2号）の日付が、調査票の配布を開始する日等、報告者との接触を開始する日の30日以上前であることを意味する。

イ 統計調査を行う日の30日前までに届け出るべき事項及び書類の一部が確定していない場合には、原則として、統計調査を行う日の30日前までに、その理由を明らかにした文書を添えて、確定している範囲で届出を行い、確定し次第、届出事項記載書（別記様式第1号又は第2号の別紙部分）又は調査票の差替えを行う。

ウ 諸般の事情により、30日前までに届出がなされなかった場合の対応については、36頁の「5 届出が遅延した場合の対応」を参照。

エ 届出に関する書類の事前確認を求める場合や、届出の要否に疑義が生じた場合には、総務省統計審査官室に対し、期間に余裕をもって相談すること。

(2) 届出の名義

届出は、調査実施機関の長（都道府県知事、市長、日本銀行総裁等）の名義で行う。調査実施機関の長の個人名を記載する必要はない。

また、届出書の公印及び契印についても必要ない。

(3) 届出に関する書類の提出

ア 書類の提出先

届出書及び添付書類は、総務省統計審査官室に提出する（連絡先については、10頁の「5 各種問合せ先」を参照）。

イ 届出に当たっての経由機関

(ア) 届出は、特段の事情がなければ、調査実施機関に属する統計主管部課を經由して届け出るものとする。

(イ) 都道府県知事以外の都道府県の執行機関又は指定都市の市長以外の指定都市の

執行機関（各種委員会等）が行う統計調査の場合にあつては、当該執行機関の統計主管部課を経由すれば足り、それぞれの都道府県知事又は指定都市の市長の統計主管部課を経由する必要はない。

(ウ) 指定都市が行う統計調査の場合にあつては、それらの機関の統計主管部課を経由すれば足り、当該指定都市を包括する都道府県の統計主管部課を経由する必要はない。

ウ 共管調査の取扱い

複数の機関による共管で行われる統計調査については、それぞれの機関から届出を行っても、連名により一括して届出を行ってもよい。

(4) 複数の調査票が用いられる場合の書類の作成

届け出る統計調査において複数の調査票が用いられる場合、届出事項記載書（別記様式第1号又は第2号の別紙部分）は、次の①又は②のいずれかの方法により作成する（記載例については、13頁の記載例を参照）。

- ① 調査票ごとに届出事項記載書を作成する。
- ② 一つの届出事項記載書としてまとめて作成する。ただし、この場合には、調査票により内容の異なる部分について、調査票ごとの内容が分かるように書き分ける。

(5) 追加資料の提出

届出に当たって添付が求められる書類については、手続の区分ごとに、以下の部分で記載している。

- ・新規に行う場合については、31頁の「2（4）」を参照
- ・変更する場合については、34頁の「3（5）」を参照

ただし、総務省統計審査官室は、届出の内容確認の必要性から、法第56条に基づき、これらの書類以外に、資料の提出を求めることがある。

2 統計調査を新規に行おうとする場合

(1) 手続の概要

調査実施機関が、統計調査を新規に行おうとする場合には、地方公共団体の長その他の執行機関にあっては法第24条第1項前段の規定に基づき、独立行政法人等にあっては法第25条前段の規定に基づき、あらかじめ、総務大臣に届け出なければならない。

調査実施機関は、統計法施行令第7条第2項及び第3項（第8条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、届出書に調査票を添付して総務大臣に届け出なければならない。

(2) 届出書の様式

届出は、39～41頁の別記様式第1号により行う。

具体的な調査計画については、同様式の別紙「届出事項記載書」(注2-1)で明らかにする。

- (注2-1) 調査票が複数ある場合については、以下の記載例のように、①届出事項記載書を調査票ごとに作成する場合には、「調査の名称」の部分に、調査票の名称を括弧書で記載する。②一つの届出事項記載書としてまとめて作成する場合には、調査票により内容の異なる部分について、調査票ごとの内容が分かるように書き分ける（12頁の1（4）を参照）。

《記載例》

〔① 届出事項記載書を調査票ごとに作成する場合〕

1 調査の名称

○○調査（A調査票）

(注) この場合、届出事項記載書の「2 調査の目的」以下は、A調査票について記載する。

〔② 一つの届出事項記載書としてまとめて作成する場合〕

(略)

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項（詳細は調査票を参照）

【A調査票】

① ▲▲▲▲

② ◆◆◆◆

③ ■■■■

【B調査票】

① △△△△

② ◇◇◇◇

③ □□□□

(2) 基準となる期日又は期間

【A調査票】

毎月15日現在

【B調査票】

毎年3月31日現在

(略)

(3) 届出事項記載書に記載する事項

届出事項記載書には、以下のア～キ（15～30頁）に掲げる事項を記載する。

ア 調査の名称

(ア) この項目では、統計調査を行うに当たって用いる調査の名称を記載する。

(イ) 届け出るに当たっての調査名には、原則として年を付さない（注2-2）。ただし、1回限りの統計調査については、年を付しても差し支えない。

（注2-2）継続的に行う統計調査において用いる調査票に便宜「〇年」（和暦・西暦の別を問わない。）と表示することは差し支えない。

イ 調査の目的

(ア) この項目では、統計調査により、どのような目的のために、どのような内容について調べ、明らかにするのかを記載する。

(イ) 国の統計調査の附帯調査として行うような場合には、国の統計調査との関係についても付記する。

《記載例》

- ・ ～～の状況を踏まえ、～～の実態を把握することにより、～～する（想定される利活用を記載）ための基礎資料を得ることを目的とする。
- ・ ○○基本計画を立案する際の基礎資料を得るため、～～の実態を把握することを目的とする。
- ・ ○○（制度等）の改定を行う際の算定根拠として、～～を明らかにする統計を作成することを目的とする。

〔国の統計調査の附帯調査として行うような場合〕

- ・ ○○を改定するための基礎資料を得るため、○○調査（注：国の統計調査名）で把握しない事項について把握することを目的とする。
- ・ ○○に係る制度を立案する際の基礎資料を得るため、○○調査（注：国の統計調査名）の対象となっていない従業者規模の事業所の実態について把握することを目的とする。

ウ 調査対象の範囲

この項目では、報告者（調査対象者）を選定する際の母集団について、その地域的及び属性的な範囲を記載する。（注2-3）

（注2-3）調査によっては、報告者に対して、報告者自身とは異なる者に関する内容について回答を求める場合がある。

例えば、①市町村に対して、域内の農業組織の実態について報告を求める調査、②病院に対して、当該病院を利用した患者の実態について報告を求める調査、③学校に対して、個々の生徒の実態について報告を求める調査。

このような場合であっても、「調査対象の範囲」には、あくまで、報告者となり得る者の範囲を記載する。

上記の例でいうと、それぞれ、市町村、病院、学校が「調査対象の範囲」であり、農業組織、患者又は生徒に係る実態は、「報告を求める事項」として扱う。

（ア）地域的範囲

例えば、「〇〇県全域」のように記載する。

①一部の地域のみを対象とする場合、②一部の地域を除く場合、③地方公共団体の行政区域を越える部分を含む場合については、その範囲を具体的に記載する。その際、適宜、別紙に記載して差し支えない。

《記載例》

〔全域を対象にする場合〕

- ・ 〇〇県全域

〔一部の地域のみを対象にする場合〕

- ・ 〇〇市、〇〇市、〇〇町

〔一部の地域を除く場合〕

- ・ 〇〇県全域（〇〇を除く。）

- ・ 〇〇県全域

ただし、別紙に掲げる地域を除く。

〔地方公共団体の行政区域を越える部分を含む場合〕

- ・ 〇〇県全域（ただし、〇〇に関する事項については、〇〇の地域を含む。）

(イ) 属性的範囲

「個人」「世帯」「事業所」「企業・法人・団体」「地方公共団体」「その他」のうち、該当する選択肢の「□」を「■」にした上で（複数選択可）、その具体的な内容を記載する。

なお、世帯主や世帯の代表者に対して世帯の状況に関する回答を求める調査については、「世帯」を「■」とする。個々の世帯員に対して当該世帯員に関する回答を求める部分と、世帯主や世帯の代表者に対して世帯の状況に関する回答を求める部分が混在する調査については、「個人」「世帯」の両方を「■」とする。

学校等の教育施設や病院・診療所等の医療施設など、個別の施設に対して回答を求める調査については、「事業所」を「■」とするが、これらを運営する法人又は所管する地方公共団体に対して回答を求める調査について、調査対象によって「企業・法人・団体」又は「地方公共団体」の該当する部分を「■」とする。

《記載例》

・ 属性的範囲（個人 世帯 事業所 企業・法人・団体 地方公共団体 その他）

満20歳以上の県内居住者

・ 属性的範囲（個人 世帯 事業所 企業・法人・団体 地方公共団体 その他）

〇〇県が指定する観光地（別紙参照）を訪問した観光客

・ 属性的範囲（個人 世帯 事業所 企業・法人・団体 地方公共団体 その他）

満〇歳以下の世帯員がいる世帯

・ 属性的範囲（個人 世帯 事業所 企業・法人・団体 地方公共団体 その他）

日本標準産業分類に掲げる大分類〇ー〇〇業に属する事業所のうち、常用労働者〇人以上のもの

・ 属性的範囲（個人 世帯 事業所 企業・法人・団体 地方公共団体 その他）

常用労働者〇人以上の民営事業所

・ 属性的範囲（個人 世帯 事業所 企業・法人・団体 地方公共団体 その他）

〇〇法（〇年法律第〇号）第〇条に規定する「〇〇」に該当する団体

エ 報告を求める個人又は法人その他の団体（報告者）

この項目では、調査実施機関が実際に統計調査の回答を求める者（報告者）について、次に掲げる事項を記載する。

- ① 報告者数
- ② 報告者の選定方法

（ア）報告者数

- a. 全数調査の場合には、母集団（17～18頁の「ウ 調査対象の範囲」で示された集団）の範囲と報告者の範囲が一致することから、当該母集団の大きさを記載する。概数で記載しても差し支えない。（注2-4）

《記載例（全数調査の場合）》

〔過去の実績など確定している情報に基づいて記載する場合〕

- ・ 13,294事業所（令和〇年〇〇調査結果）

〔想定される概数で記載する場合〕

- ・ 約3,100人
- ・ 約12,000事業所

- b. 標本調査の場合には、報告者数に加えて、母集団の大きさも併せて記載する。いずれについても、概数で記載しても差し支えない。（注2-4）

《記載例（標本調査の場合）》

- ・ 約2,500人（母集団の大きさ：約340,000人）
- ・ 約1,500事業所（母集団の大きさ：約25,000事業所）

（注2-4）報告者数を概数で記載する場合には、報告者数が1,000以上の場合には、上から3ケタ目を四捨五入して表記し（例：1,545⇒約1,500）、10以上999以下の場合には、上から2ケタ目を四捨五入して表記することを基本とする（例：580⇒約600、38⇒約40）。報告者数が一桁の場合には、実数で表記する。

- c. 届出時において、母集団情報が確定しておらず、それに伴い、報告者数についても確定できない場合には、見込みの数（過去の実績で仮置きした場合を含む。）で届け出ることができる。

この場合において、届出後の母集団情報の確定を受けた報告者数の再計算の結果、届出時の報告者数と差異が生じたとしても、標本設計の考え方やサンプルの選定方法が届出時から変更がなければ、届け出られたとおりの対応として、改めて届出を行う必要はない。

(イ) 報告者の選定方法

a. 選定方法

この項目では、統計調査を実施するに当たり、どのような方法で報告者を選定するのかについて記載する。

「全数」「無作為抽出」「有意抽出」のうち、該当する選択肢の「□」を「■」した上で、母集団（17～18頁の「ウ 調査対象の範囲」で示された集団）から報告者を選定する具体的な方法を記載する。

各区分の補足説明は、下表のとおり。

[各区分の補足説明]

区 分	説 明
全数 (注：全数調査のことをいう。)	<ul style="list-style-type: none">・母集団に含まれる個体を網羅的に調査する場合をいう。・例えば、調査対象の範囲において、「日本標準産業分類に掲げる中分類〇―〇〇業に属する企業のうち、当該中分類に係る売上高を上位から累積し、売上高総額の8割を達成する範囲に含まれる企業」のような条件付けをした上で、該当する者を全て選定するような場合も「全数」として扱う。
無作為抽出	<ul style="list-style-type: none">・あらかじめ設定した標本設計の考え方にに基づき、標本の選定に当たって、恣意的な判断が入らないようにする方法をいう。
有意抽出	<ul style="list-style-type: none">・調査実施機関が、その知識、経験等により「典型的」あるいは「代表的」であると考えられる標本を、母集団の中から恣意的に選定する方法をいう。・民間調査機関に登録されているモニターから選定して統計調査を行う場合については、基本的に有意抽出として扱う（モニターの範囲が、実施しようとしている統計調査の対象範囲の母集団を網羅するわけではないため）。

b. 母集団情報

具体的な選定方法の記載に当たっては、報告者の選定に使用する母集団情報についても、併せて記載する。母集団情報に特段の名称がない場合には、その出典（行政記録情報等の場合は根拠規定等）、又は、どのような方法で整備された母集団情報であるのかについて記載する。

継続的に実施する統計調査において、随時（定期・不定期を問わない。）更新される母集団情報を用いる場合には、「調査実施時期に利用可能な最新の〇〇名簿」などと記載する。

《記載例》

〔全数調査の場合〕

- ・ 全数 無作為抽出 有意抽出

調査実施時期に利用可能な最新の事業所母集団データベース（年次フレーム）を母集団情報として、調査対象の範囲に示した事業所を全て選定とする。

- ・ 全数 無作為抽出 有意抽出

〇〇法（〇年法律第〇号）第〇条の規定に基づく〇〇の登録を行った者を全員選定する。

〔無作為抽出の場合〕

- ・ 全数 無作為抽出 有意抽出

住民基本台帳を母集団情報として用い、県内市町村ごとの人口に比例して報告者数を割り当て、市町村ごとに無作為抽出により選定する。

- ・ 全数 無作為抽出 有意抽出

調査実施時期に利用可能な最新の事業所母集団データベース（年次フレーム）を母集団情報として、産業別及び常用労働者規模別に層化し、無作為抽出により選定する。このうち常用労働者が500人以上の企業は全数とする。

- ・ 全数 無作為抽出 有意抽出

〇〇法（〇年法律第〇号）第〇条の規定する許可台帳を母集団情報とし、県内市町村別に無作為抽出により選定する。

〔有意抽出の場合〕

- ・ 全数 無作為抽出 有意抽出

県に提出された〇〇法に基づく報告書の情報を用いて、〇〇の取扱量が多い事業者を選定する。

オ 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(ア) 報告を求める事項（調査事項）

a. 「報告を求める事項」とは、統計調査によって集める情報の内容、いわゆる「調査事項」をいう。

調査事項には、報告者から直接報告を得る事項（報告者自らが調査票に記載する事項に加え、調査業務に携わる者が、報告者への質問により回答を得る事項を含む。）だけでなく、統計調査の円滑な実施に資する観点から、調査業務に携わる者が、外観による確認や実測により把握する事項（例えば、住宅の構造や農地・宅地の広さについて、報告者に報告を求めることに代えて、調査員や職員が自ら確認や実測を行うもの）も含めて記載する。

調査事項を過不足なく記載する必要はあるが、調査票上の項目名どおりに網羅的に列挙する必要はない。

b. 届出の際には、統計法施行令第7条第3項の規定に基づき、調査事項を具体化するものとして、調査票を添付するとともに（詳細は31頁の（4）を参照）、記載例のとおり、届出事項記載書には、調査票を添付している旨を記載する。

c. 届出事項記載書に記載した調査事項に変更が生じない場合であっても、調査票に変更があれば、変更の届出が必要になる場合があるので、届出の要否に疑義がある場合には、総務省統計審査官室に相談すること（調査票に実質的な変更が生じない場合には、基本的に変更の届出を要しない。33頁のエ（ウ）を参照）。

d. 「事実の報告」と「意識等に関する事項」（7～8頁の「エ 調査事項が事実に関するものであること」を参照）が混在する調査については、意識等に関する事項を、「報告を求める事項」として、届出事項記載書に記載する必要はない。ただし、届出事項記載書には、以下の記載例のように「（本調査には、意識等に関する事項も含まれる。詳細は調査票を参照。）」と付記する。

このように、意識に関する事項について届出事項記載書に記載しないのは、本来の届出対象に含まれていないことを示すための便宜上の取扱いであって、実際に使用する調査票において、該当する部分を削除する必要はない。（注2-5）

（注2-5） 実例は少ないが、統計の作成を目的とする事項と個別利用を目的とする事項（5～6頁の「イ 統計の作成を目的としていること」を参照）が混在する調査についても同様に、個別利用を目的とする事項を、「報告を求める事項」として、届出事項記載書に記載する必要はなく、届出事項記載書には、「（本調査には、個別利用を目的とする事項も含まれる。詳細は調査票を参照。）」のように付記する。

e. 調査員調査又は郵送調査で用いる紙媒体の調査票とオンライン調査で用いる調査票の様式が異なる場合、レイアウト等が異なっても、オンライン調査

の調査票様式について届け出る必要はない。

オンラインのみで調査を行う場合であって、一定の帳票がなく、調査事項ごとに画面が遷移する場合には、画面の遷移が分かる資料を添付する（31頁の「(4) 届出書に添付する書類」の(イ)を参照）。

《記載例》

〔全ての事項が「事実の報告」である場合〕

- 5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間
(1) 報告を求める事項（詳細は別添○の調査票を参照）
ア 事業所の名称及び所在地
イ ……
ウ ……

〔意識等に関する事項が含まれている場合〕

- 5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間
(1) 報告を求める事項（詳細は別添○の調査票を参照）
ア 事業所の名称及び所在地
イ ……
ウ ……
(本調査には、意識等に関する事項も含まれる。詳細は調査票を参照)

(イ) 基準となる期日又は期間

- a. この項目では、調査事項について、いつの時点又はどの期間の内容について報告を求めるのかを記載する。調査事項により、時点・期間が異なる場合には、書き分ける。
- b. 29～30頁のキ(イ)に記載している「調査の実施期間又は調査票の提出期限」は、実際に統計調査を行う期間（調査票の配布から収集を行う期間等）を意味し、「基準となる期日又は期間」とは異なることに注意する。

《記載例》

統計調査の周期による区分	左の区分による記載例
1回限り (注) 対象となる年を明示すること	・ 令和○年○月○日現在 ・ 令和○年○月の1か月間
毎月	・ 毎月末日現在 ・ 調査月の前月1か月間

統計調査の周期による区分	左の区分による記載例
四半期	<p>〔四半期ごとの特定の日とする場合〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年5月、8月、11月、2月のそれぞれ15日 ・毎年4月から翌年3月までの1年間について、第1四半期（4～6月）、第2四半期（7～9月）、第3四半期（10～12月）及び第4四半期（翌年1～3月）に区分し、四半期ごとの末日 <p>〔四半期ごとの期間中の実績を求める場合〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年4月から翌年3月までの1年間について、第1四半期（4～6月）、第2四半期（7～9月）、第3四半期（10～12月）及び第4四半期（翌年1～3月）に区分し、四半期ごとの3か月間
1年	<p>〔調査全体を通じて期日・期間が同じ場合〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年10月1日現在 ・毎年6月の1か月間 ・調査実施年の前年の1年間（1～12月） <p>〔調査事項により期日・期間が異なる場合〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査実施年の前年の1年間（1～12月）。ただし、〇〇に関する事項については、毎年6月1日現在 ・「報告を求める事項」に記載した項目のうち、ア～ウについては、毎年3月31日現在。エ～カについては、調査実施年の前年の12月31日現在。それ以外の事項については、調査実施年の前年度の1年間（4～3月）
1年を超えるもの (注) 対象となる年を明示すること	<p>〔調査全体を通じて期日・期間が同じ場合〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和〇年度1年間の実績 <p>〔調査事項により期日・期間が異なる場合〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和〇年度1年間の実績。ただし、〇〇に関する事項については、令和〇年6月1日現在
その他	<p>〔調査実施期間中の任意の1日とする場合〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査票記入日現在(調査実施期間中の任意の1日)

カ 報告を求めるために用いる方法

(ア) 調査系統

a. この項目では、どのような組織を用いて、また、どのような組織を經由して統計調査を行うのかを記載する。

具体的には、調査実施機関と報告者との間における調査票（記入前の調査票の配布及び記入済の調査票の取集）のやり取りが、どのような組織を經由して行われるのかを明らかにする。

b. 民間事業者又は地方支分部局が、調査票の配布又は取集に関する事務を行う場合には、系統に記載する。

民間事業者に対して、調査票配布前の業務（例えば、調査票の印刷）や、調査票取集後の業務（例えば、回答された内容の入力、集計業務）のみを委託している場合には、民間事業者は、調査系統には表れない。

c. 複数の調査系統を併用する場合には、それら全てを記載する。

調査票の配布と取集で調査系統が異なる場合には、書き分けて記載する。

《記載例》

〔調査実施機関の本庁・本所が郵送・オンラインにより報告者と直接やり取りをする場合〕

・〇〇県－報告者

〔調査実施機関の地方支分部局を經由する場合〕

・〇〇県－地方〇〇局－報告者

〔調査票の配布・取集に関する事務を民間事業者に委託する場合〕

・〇〇県－民間事業者－報告者

〔調査員を任用し、調査員調査として行う場合〕

・〇〇県－調査員－報告者

〔複数の系統を併用する場合（例えば、民間事業者による郵送とオンラインを併用する場合）〕

（郵送調査） 〇〇県－民間事業者－報告者

（オンライン調査） 〇〇県－報告者

〔配布と取集において、調査系統が異なる場合〕

・配布： 〇〇県－調査員－報告者

・取集：（調査員調査） 報告者－調査員－〇〇県、（郵送調査） 報告者－〇〇県

(イ) 調査方法

a. この項目では、報告者との間で調査票を配布・収集する際に用いる方法を記載する。

調査票の配布・収集を伴わない方法（例えば、聞き取り調査）を用いる場合には、報告者から調査事項について回答を求める方法を記載する。

調査実施機関と、調査業務を分掌する経由機関との間における情報の收受方法を指すものではない。

b. 「郵送調査」「オンライン調査」「調査員調査」「その他」のうち、該当する選択肢の「□」を「■」にした上で、具体的な方法を記載する。

複数の方法を併用する場合には、該当する選択肢の「□」を全て「■」とする。

各区分の補足説明は、下表のとおり。

[各区分の補足説明]

区 分	説 明
郵送調査	・①紙媒体の調査票の配布又は収集を郵便で行う場合や、②報告内容が格納された磁気媒体等を郵送するような場合をいう。
オンライン調査	・報告者が通信回線を経由して、報告者のパソコン等から回答する場合をいう。専用のシステムを利用（又は構築）して、直接入力する場合だけでなく、調査票をエクセル等のファイルにした上で、当該ファイルを電子メールでやり取りする場合も含まれる（ただし、FAX調査は除く。）。
調査員調査	・①非常勤の公務員として任用された者が、報告者が所在する現地に赴いて、対面等 ^(注) により調査票の配布・収集又は調査事項の聞き取りを行う場合のほか、②調査業務を受託した民間事業者が、その社員（臨時に雇用した者を含む。）を報告者が所在する現地に赴かせ、対面等 ^(注) により調査票の配布・収集又は調査事項の聞き取りを行う場合をいう。 (注) 実際に対面するほか、インターホン越し、ドア越し又は郵便ポストに投函するような場合も含まれる。
その他	・例えば、以下の調査が該当する。 ①「職員調査」（調査実施機関の職員（調査員を除く。）が、報告者が所在する現地に赴いて、対面等 ^(注1) により調査票の配布・収集又は調査事項の聞き取りを行う調査） ^(注2) (注1) 実際に対面するほか、インターホン越し、ドア越し又は郵便ポストに投函するような場合も含まれる。

区 分	説 明
	<p>(注2) 職員が、報告者が所在する現地に赴かず、報告者から直接報告を得ることに代えて、</p> <p>① 報告者から郵送、電子メール又はFAXにより調査事項に関する資料の提供を受けて調査票を作成する場合</p> <p>② 報告者が設けたウェブサイト等から調査事項を把握する場合については、報告者自らが調査票に記入して提出しているわけではなく、職員による聞き取りと同視できることから、職員調査に区分する。</p> <p>②「電話調査」(調査実施機関の職員(調査員を含む。)又は調査業務を受託した民間事業者が、電話を用いて、報告者から調査事項について聞き取る調査)</p> <p>③「FAX調査」(FAXにより、調査票の收受を行う方法)が該当する。</p> <p>・これらが該当する場合には、それぞれ「■その他(職員)」「■その他(電話)」「■その他(FAX)」と記載する。</p> <p>・ただし、郵送調査、オンライン調査又は調査員調査により統計調査を行う過程において、報告者に対し、職員の訪問や電話又はFAXにより督促や疑義照会を行う行為を、殊更に「職員調査」「電話調査」「FAX調査」として、届出事項記載書に記載する必要はない。</p>

c. 調査員を設置する場合や民間事業者に対する調査業務の委託を予定している場合には、調査票を配布・収集する際の調査員や民間事業者が分担する業務内容についても「調査方法の概要」に記載する。

d. 次の①又は②に例示する場合のように、統計調査の実施過程において、報告者の要望又は事情等により、緊急避難的に、調査計画に定めた方法以外の方法により調査票の配布又は収集を行わざるを得ない場合を想定した記載は必要ない(実際に、このような対応がなされても、計画を逸脱したものとは扱わない。計画を変更する必要もない。)

① 郵送のみにより調査票の配布・収集を計画していた統計調査の実施過程において、報告者側の要望又は事情により、職員が配布又は収集を行う場合

② 調査員による調査票の配布・収集のみで行うことを計画していた統計調査の実施過程において、報告者側の要望若しくは事情又は調査員の事故により、職員又は郵送による配布又は収集を行う場合、又は電話による聞き取りを行う場合

《記載例》

〔郵送調査のみで行われる場合〕

■郵送調査 □オンライン調査 □調査員調査 □その他（ ）

〔調査方法の概要〕

- ・〇〇県が報告者に対して郵送により調査票を配布し、報告者は調査票に記入し、〇〇県に郵送で提出する。

■郵送調査 □オンライン調査 □調査員調査 □その他（ ）

〔調査方法の概要〕

- ・〇〇県から調査業務を受託した民間事業者が、報告者に対して郵送により調査票を配布する。
- ・報告者は、調査票に記入し、民間事業者に郵送で提出する。
- ・民間事業者は、調査票の取集に併せて、督促及び疑義照会を行う。

〔オンライン調査のみで行われる場合〕

□郵送調査 ■オンライン調査 □調査員調査 □その他（ ）

〔調査方法の概要〕

- ・〇〇県から報告者に対して、調査票を電子メールに添付して送付し、報告者は、調査票に入力の上、電子メールに添付して返送する。

〔複数の方法を併用する場合〕

■郵送調査 □オンライン調査 ■調査員調査 □その他（ ）

〔調査方法の概要〕

- ・調査員が、報告者に対して調査票を配布する。
- ・報告者は、調査票に記入し、調査員への提出又は〇〇県への郵送により提出する。
- ・調査員は、調査票の配布・取集のほか、督促、疑義照会及び調査票の審査を行う。

■郵送調査 ■オンライン調査 □調査員調査 □その他（ ）

〔調査方法の概要〕

- ・〇〇県から調査業務を受託した民間事業者が、報告者に対して郵送により、調査票を配布する。
- ・報告者は、調査票に記入し、民間事業者に郵送で提出する。
- ・報告者から要望があれば、民間事業者は、調査票の様式を電磁的記録媒体にしたものを電子メールにより送付し、報告者は、当該様式に入力し、民間事業者に電子メールにより提出する。

■郵送調査 ■オンライン調査 □調査員調査 ■その他（FAX）

〔調査方法の概要〕

- ・〇〇県から報告者に対して郵送により、調査票を配布する。
- ・報告者は、調査票に記入し、〇〇県に郵送又はFAXにより提出する。
- ・報告者から要望があれば、調査票の様式を電磁的記録媒体にしたものを電子メールにより送付し、報告者は、当該様式に入力し、〇〇県に電子メールにより提出する。

キ 報告を求める期間

(ア) 調査の周期

- a. この項目では、調査が行われる周期について、「1回限り」「毎月」「四半期」「1年」「2年」「3年」「5年」「不定期」「その他」のうち、該当する選択肢の「□」を「■」にする。「その他」を選択した場合は具体的な周期を記載する。

(注2-5-2)

(注2-5-2) 限られた期間内に複数回実施して終了する調査については、「その他」として、具体的な実施回数をカッコ内に記載する。

- b. 「不定期」とは、将来にわたって継続して行うことは明確であるが、一定の周期が決まっていないものをいう。将来にわたって継続して行うこと自体が不明確な場合は、「1回限り」として届け出る。
- c. 調査の周期が1年を超える場合又は不定期の場合は、直近の実施年も記載する。
- d. 統計調査を行う便宜上、毎月等の周期で報告を求めつつも、調査結果は年次で公表する場合は、調査の周期を「1年」とし、「(イ) 調査の実施期間又は調査票の提出期限」の欄において、公表と異なる周期で報告を求める理由についても記載する。

《記載例》

〔周期が1年以下の場合〕

1回限り 毎月 四半期 1年 2年 3年 5年 不定期
 その他 ()
(1年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年：)

〔周期が1年を超える場合又は不定期の場合〕

1回限り 毎月 四半期 1年 2年 3年 5年 不定期
 その他 ()
(1年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年：令和元年)

(イ) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

この項目では、調査を実施する時期について、「調査の実施期間」又は「調査票の提出期限」のいずれかで記載する。

a. 調査の実施期間

「調査の実施期間」で記載する場合は、「調査の始期～調査の終期」の形式で記載する。

「調査の始期」及び「調査の終期」の補足説明は、下表のとおり。

〔各区分の補足説明〕

区 分	説 明
調査の始期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報告者において調査票への記入が可能になる時期を意味する。 ・ 具体的には、 <ol style="list-style-type: none"> ① 調査員が調査票の配布を始める時期 ② 郵送により調査票が報告者に到達する時期 ③ オンライン調査のシステム上、入力が可能になる時期 等をいい、マスコミによる広報や調査実施機関が行う報告者への事前周知の開始時期を意味するものではない。
調査の終期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査票等に明記するなどにより報告者に示すことが予定されている調査票の提出（入力）期限をいう。 ・ 提出期限経過後に未提出の報告者に対して行われる督促の期間を加える必要はない。

始期及び終期はできるだけ具体的であることが望ましいが、届出の段階で、始期及び終期の日程の詳細が明確にできない場合は、一定の幅をもった記載でも差し支えない。

《記載例》

<p>〔1年を超える周期、1回限り又は不定期で行われる調査の場合〕</p> <p style="text-align: right;">（注）年を明示することが必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和〇年〇月〇日～〇月〇日 ・ 令和〇年〇月上旬～〇月下旬 ・ 令和〇年〇月～〇月 <p>〔年次調査（注：毎年定期的に行う調査をいう。）の場合〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 毎年〇月〇日～〇月〇日（実施年ごとの暦の関係で一定の変動があり得る。） ・ 毎年〇月上旬～〇月下旬（実施年ごとの暦の関係で一定の変動があり得る。） ・ 毎年〇月～〇月

b. 調査票の提出期限

毎月行われている統計調査のように「調査の始期～調査の終期」による記載が困難な場合には、「調査票の提出期限」の形で示すこともできる。

その際、「毎月〇日」のように特定の日付を記載した場合、暦の関係で、土休日に当たる場合もあることから、直近の営業日が期限となる旨を追記しても差し支えない。

《記載例》

<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査票の提出期限は、毎月末日（末日が土休日に当たる場合には、その直後の営業日） ・ 調査票の提出期限は、調査月の翌月の10日（10日が土休日に当たる場合には、その直後の営業日）

(4) 届出書に添付する書類

○ 調査票

(ア) 届出書には、統計法施行令第7条第3項の規定に基づき、「調査票」を添付しなければならない。

「調査票」とは、報告者に記入を求める場合にあつては、報告者が回答を記入する様式をいう。聞き取り調査のような場合にあつては、調査業務に携わる者が報告者から聞き取った内容を記録する様式（調査員がタブレット端末を使用して報告する場合を含む。）をいう。

(イ) 調査員調査又は郵送調査とオンライン調査を併用する場合には、紙媒体の調査票とオンライン調査票の様式が異なる場合がある。この場合、紙媒体の調査票のみを添付すれば足りる。

オンラインのみで調査を行う場合であつて、一定の帳票がなく、調査事項ごとに画面が遷移する場合には、画面の遷移が分かる資料を添付する（22頁の「(ア) 報告を求める事項」 e を参照）。

(ウ) 「事実の報告」と「意識等に関する事項」（7～8頁の「エ 調査事項が事実に関するものであること」を参照）が混在する調査については、意識等に関する事項を赤枠で囲む等、区分を明確にする（22頁の「(ア) 報告を求める事項」 d を参照）。（注2-6、注2-7）

(注2-6) 赤枠で囲む等は、本来の届出対象には含まれていないことを示すための便宜上の取扱いであつて、実際に使用する調査票において、該当する部分を赤枠で囲む等の対応をする必要はない。

(注2-7) 実例は少ないが、統計の作成を目的とする事項と個別利用を目的とする事項（5～6頁の「イ 統計の作成を目的としていること」を参照）が混在する調査についても同様に、個別利用を目的とする事項を、赤枠で囲む等、区分を明確にする。

3 届け出た統計調査を変更しようとする場合

(1) 手続の概要

調査実施機関が、総務大臣に届け出た統計調査の調査計画の全部又は一部を変更しようとする場合（周期的に行うことが予定されている統計調査を一時的に休止する場合や、統計調査の一部を今後行わないこととする場合を含む。）には、地方公共団体の長その他の執行機関にあつては法第24条第1項後段の規定に基づき、独立行政法人等にあつては法第25条後段の規定に基づき、あらかじめ、総務大臣に届け出なければならない。

(2) 届出の要否に関する留意点

ア 1回限りの統計調査

以前に1回限りで届出がなされた統計調査を再び行おうとする場合には、仮に、それが従前の調査計画の一部を変更して行おうとする場合であっても、手続上は、新規に行うものとして届け出る必要がある。

イ 災害の発生や感染症の感染拡大等に伴う調査計画の変更

災害の発生や感染症の感染拡大等（以下「災害の発生等」という。）に伴い、調査対象となる地域の変更、災害の発生等を受けた地域の統計調査からの除外、調査方法の変更、一時中止又は延期等を行う場合についても届出が必要であるが、実際には事前に届出を行うことが困難な場合が少なくない。

これまでの災害の発生等の場合においても、個別の通知により、手続の弾力的な運用を行っている。今後にあつても、災害の発生等の際には、同様の対応とすることが想定されるが、実際の取扱いについては、災害の発生等に当たり、その都度、文書にて通知する。

ウ 調査票の変更

届出事項記載書に記載した調査事項に変更が生じない場合であっても、調査票に変更があれば、変更の届出が必要になる場合があるので（後記エ（ウ）に該当する場合には変更の届出は不要）、届出の要否に疑義がある場合には、総務省統計審査官室に相談すること。

エ 基本的に変更の届出を要しない場合

以下の（ア）～（ウ）に掲げる変更については、改めて確認を行う必要がないものとして、基本的に、変更の届出の必要はない。

（ア）調査計画中に、最新の母集団情報を利用する旨の記載があり、当該母集団情報の定期的な更新により報告者数が機械的に変動する場合（標本設計の考え方の変更を含め、報告者の選定方法に変更が生じる場合はこれに当たらないので、変更の届出が必要になる。）

(イ) 調査の周期が1年を超える統計調査について、同じ内容で、以前に届け出た周期どおりに調査を行う場合（調査計画上は、「基準となる期日又は期間」及び「報告を求める期間」に記載されている年のみが更新される。）

(ウ) 次の①～③に掲げるような調査票に実質的な変更が生じない場合

- ① 調査票に記入するための説明の明確化
(ただし、調査事項の定義を実質的に変更する場合は、調査事項として用いる用語自体に変更がなくても、変更の届出が必要)
- ② 調査事項として用いる用語についての形式的な変更
(例えば、用語を簡潔にすること等)
- ③ 記入欄の微細な変更
(例えば、金額を記入する欄について、一桁ごとに記入枠を設ける等)

(3) 届出書の様式

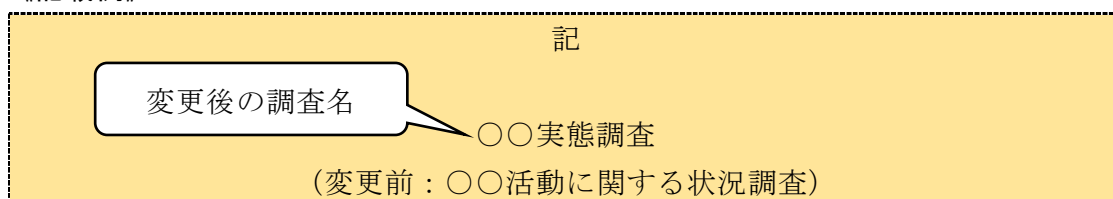
届出は、42頁の別記様式第2号により行う。

(4) 届出事項記載書に記載する事項

ア 届出事項記載書（別記様式第2号の別紙部分）には、調査計画のうち、変更する事項について、変更の内容及び理由を記載する。

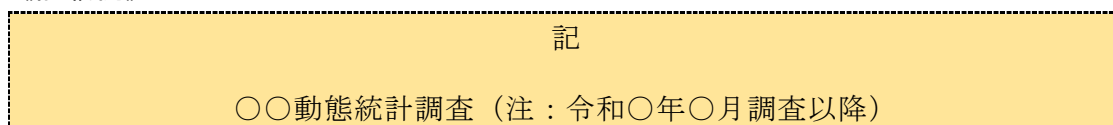
イ 調査名を変更する場合は、次の記載例のとおり、届出書の鑑（別記様式第2号の別紙ではない部分。以下同じ）の「記」の部分に新旧の調査名を二段書きする。

《記載例》



ウ 月次調査（注：毎月定期的に行う調査をいう。）のように短い周期で行われる場合などにおいては、届け出られた変更を行う時期が、届出直後ではない場合（例えば、届出の3か月後の調査）がある。このような場合には、次の記載例のとおり、届出書の鑑の「記」の部分に、調査計画の変更予定時期を記載する。

《記載例》



(5) 届出書に添付する書類

ア 届出書には、次に掲げる①～③の書類のうち、必要な書類を添付する。

《必ず添付するもの》

① 変更後の調査計画

(注) 直近の調査計画に、今回の変更内容(届出事項記載書に記載した変更内容)を反映したものをいう。書類のタイトルについては、原則として、「調査計画(変更後)」にする。

《調査票に変更が生じる場合に添付するもの》

② 変更後の調査票

③ 調査票の新旧対照表

(注) 調査票の全部又はほとんどの内容が変更されるような場合については、新旧対照表を作成することが大きな負担となる。そのため、このような場合については、変更後に使用する調査票とともに、前回調査の調査票を添付することで、調査票の新旧対照表の提出に代えることができる。

イ 調査票が複数ある調査であって、一部の調査票についてのみ変更を行う場合には、変更が生じる調査票に関する書類のみ添付すれば足りる。

4 届け出た統計調査を中止しようとする場合

調査実施機関が、総務大臣に届け出た統計調査の全部を今後行わないこととする場合については、法に定めはなく、特段の手続は不要である。

なお、統計調査の一部のみを中止しようとする場合については、統計調査の変更として届出が必要である（32～34頁のⅡ－3を参照）。

5 届出が遅延した場合の対応

統計法施行令第7条第2項の規定により、届出は、「統計調査を行う日の三十日前までに」行うこととされているが（11頁の「(1) 届出を行う時期」を参照）、諸般の事情により、30日前までに届出がなされなかった場合（調査実施後の届出になった場合を含む。）には、以下の区分により、届出事項記載書に追記した上で、速やかに届出を行う。

(1) 新規届出の場合

届出事項記載書（別記様式第1号の別紙）に「8 その他」を設け、手続が遅れた理由を記載する。

《記載例》

	(略)
7 報告を求める期間	
	(略)
8 その他	
..... (理由を記載する。)	

(2) 変更届出の場合

届出事項記載書（別記様式第2号の別紙）に「3 その他」を設け、手続が遅れた理由を記載する。

《記載例》

1 調査の名称		
2 変更の内容		
	変更案	変更前
		変更理由
3 その他		
..... (理由を記載する。)		

6 届出の受理等

(1) 受理の連絡

ア 総務省統計審査官室は、届出に関する書類の送付を受けたときは、届出書の記載事項に不備がないこと及び必要な書類が添付されていることの確認をもって受理する。

イ 受理した旨は、電子メールにより、調査実施機関に属する統計主管部課（届出の際に統計主管部課を経由していない場合には、調査実施部課）に連絡する。

受理した旨の公文書の送付は原則として行わないが、当該部課からの求めがあれば、公文書を発出する。

(2) 法第24条第2項に基づく変更又は中止の求め

ア 総務大臣は、地方公共団体から届出のあった統計調査の実施により、基幹統計調査の実施に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、法第24条第2項の規定に基づき、当該届出のあった統計調査の変更又は中止を求めることができる。

この変更又は中止の求めについては、届出がなされた時点で行うことができるほか、届出の時点では調整の必要がなかったものについて、その後の状況変化により、事後的に調整の必要が生じたような場合についても行うことができる。

イ 前記アの求めは、別記様式第3号を調査実施機関に送付することによって行う。調査実施機関は、当該求めを受けて講ずる措置の内容を、別記様式第4号により回答する。

(3) その他

届け出られた内容については、総務省統計審査官室において、「統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況」として取りまとめ、ホームページ^(注2-8)で公表しているが、掲載に当たっての編集上、届け出られた内容について、表現ぶり等形式的な修正をして掲載する場合がある。

(注2-8) 「統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況」の所在

総務省のトップページ>政策>国民生活と安全・安心>統計制度>統計調査の審査等

https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/8.htm

附 則

(施行期日)

- 1 このマニュアルは、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 このマニュアルの施行日前に届出がなされている統計調査の調査計画について、このマニュアルで示した様式に合わせた形式的な変更のみを行うために届出を行う必要はない。
- 3 このマニュアルの施行日前に届出がなされている統計調査について変更の届出を行う際には、次のように対応すること。
 - ① 届出事項記載書（別記様式第2号の別紙。42頁を参照）には、実質的に変更が生じる部分のみを記載すれば足りる。
 - ② 届出の際の添付書類である「変更後の調査計画」（34頁の「(5) 届出書に添付する書類」のア①を参照）については、別記様式第1号の別紙（40～41頁を参照）の様式に準拠して修正するものとする。

(「地方公共団体又は独立行政法人等が行う統計調査に係る届出の手續等に関する事務処理要領」等の廃止)

- 4 このマニュアルの施行により、「地方公共団体又は独立行政法人等が行う統計調査に係る届出の手續等に関する事務処理要領」（平成21年1月23日総務省政策統括官（統計基準担当）決定）及び「統計法に基づく統計調査の届出書類を作成する際の留意点」（平成22年6月1日総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官室）は廃止する。

(マニュアルの見直し)

- 5 このマニュアルについては、届出手続の運用状況を勘案し、必要に応じて、見直しを行う。

附 則（令和3年6月29日総政企第131号）

このマニュアルは、令和3年7月1日から施行する。

附 則（令和3年11月10日総政企第239号）

このマニュアルは、令和3年12月1日から施行する。

総務大臣 殿

調査実施機関の長 (注1)

統計調査の実施について (届出)

下記調査の実施について、統計法(平成19年法律第53号)第24条第1項前段(又は第25条前段)の規定に基づき、別紙届出事項記載書に關係書類を添えて、届け出ます。

記

〇〇〇〇調査

調査実施部課 <small>(注2)</small>	(部課名) (担当者名) 電話 () e-mail
統計主管部課 <small>(注2)</small>	(部課名) (担当者名) 電話 () e-mail

別紙

届出事項記載書(注3)

1 調査の名称

2 調査の目的

3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲

(2) 属性的範囲 (個人 世帯 事業所 企業・法人・団体 地方公共団体 その他)

4 報告を求める個人又は法人その他の団体

(1) 報告者数

(2) 報告者の選定方法 (全数 無作為抽出 有意抽出)

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項

(2) 基準となる期日又は期間

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査系統

(2) 調査方法

郵送調査 オンライン調査 調査員調査 その他 ()

[調査方法の概要]

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

1回限り 毎月 四半期 1年 2年 3年 5年 不定期 その他 ()

(1年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年： 年)

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

注1) 届出書の公印及び契印は必要ない。

注2) 「調査実施部課」及び「統計主管部課」欄は、それぞれ次の区分に応じて記載する。

- ① 統計主管部課が実施する統計調査の場合には、「調査実施部課」欄に統計主管部課名及びその担当者名を記載し、「統計主管部課」欄は「同上」とする。
- ② 統計主管部課以外の部課が実施する統計調査の場合には、当該部課名及びその担当者名を「調査実施部課」欄に記載する。
この場合であって、統計主管部課を経由して届け出る場合には「統計主管部課」欄も記載し、経由しない場合には、「統計主管部課」欄に斜線を入れる。

注3) 調査票が複数ある場合には、次の①又は②のいずれかの方法により作成する。

- ① 調査票ごとに届出事項記載書を作成する。
 - ② 一つの届出事項記載書としてまとめて作成する。ただし、この場合には、調査票により内容の異なる部分について、調査票ごとの内容が分かるように書き分けること。

※ 記載量が多くなる事項については、適宜、別葉にして差し支えない。

総務大臣 殿

調査実施機関の長 ^(注1)

統計調査の変更について (届出)

下記調査の変更について、統計法(平成19年法律第53号)第24条第1項後段(又は第25条後段)の規定に基づき、別紙届出事項記載書に関係書類を添えて、届け出ます。

記

○○○○調査

調査実施部課 ^(注2)	(部課名) 電話 () e-mail	(担当者名)
統計主管部課 ^(注2)	(部課名) 電話 () e-mail	(担当者名)

~~~~~  
別紙

届出事項記載書 <sup>(注3、注4)</sup>

- 1 調査の名称
- 2 変更の内容

| 変更案 | 変更前 | 変更理由 |
|-----|-----|------|
|     |     |      |

注1) 届出書の公印及び契印は必要ない。

注2) 「調査実施部課」及び「統計主管部課」欄については、別記様式第1号と同じ。

注3) 調査票が複数ある場合の対応についても、別記様式第1号と同じ。

注4) 届出事項記載書は、記載量に応じて、横長で作成しても差し支えない。



別記様式第3号

(公印・契印省略)

総政審第〇〇号

〇年〇月〇日

(調査実施機関の長) 殿

総務大臣

届出のあった統計調査の変更(中止)について

〇年〇月〇日付け(文書番号)で届出のあった「(調査名)」について、統計法(平成19年法律第53号)第24条第2項の規定に基づき、

|   |                   |
|---|-------------------|
| { | 下記の変更を求めます。       |
|   | 下記の理由により、中止を求めます。 |

記

別記様式第4号

(文書番号)  
○年○月○日

総務大臣殿

調査実施機関の長<sup>(注)</sup>

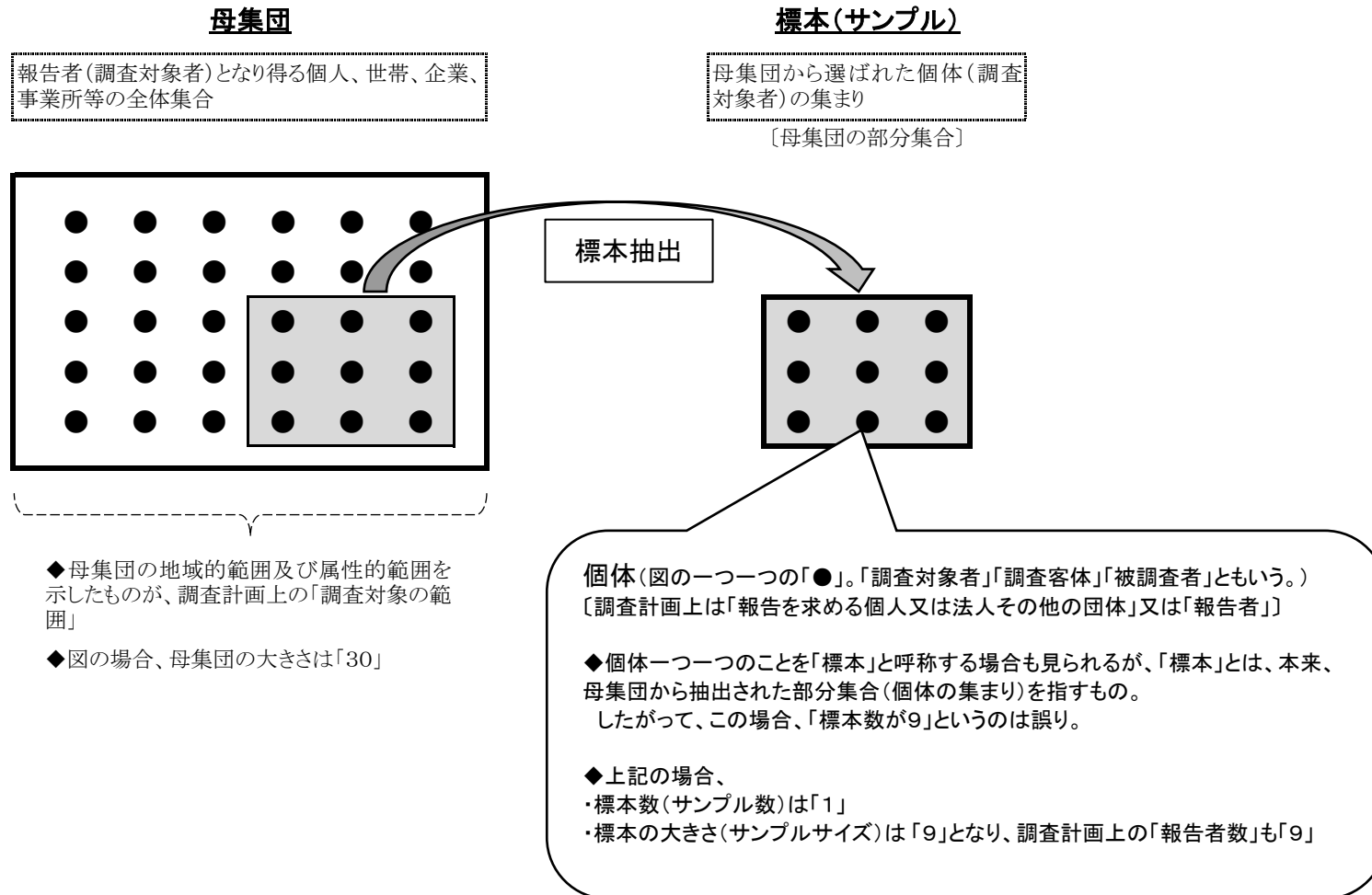
届出のあった統計調査の変更(中止)について(回答)

○年○月○日付け(文書番号)により、変更(中止)の求めのあった「(調査名)」について、別紙のとおり回答します。

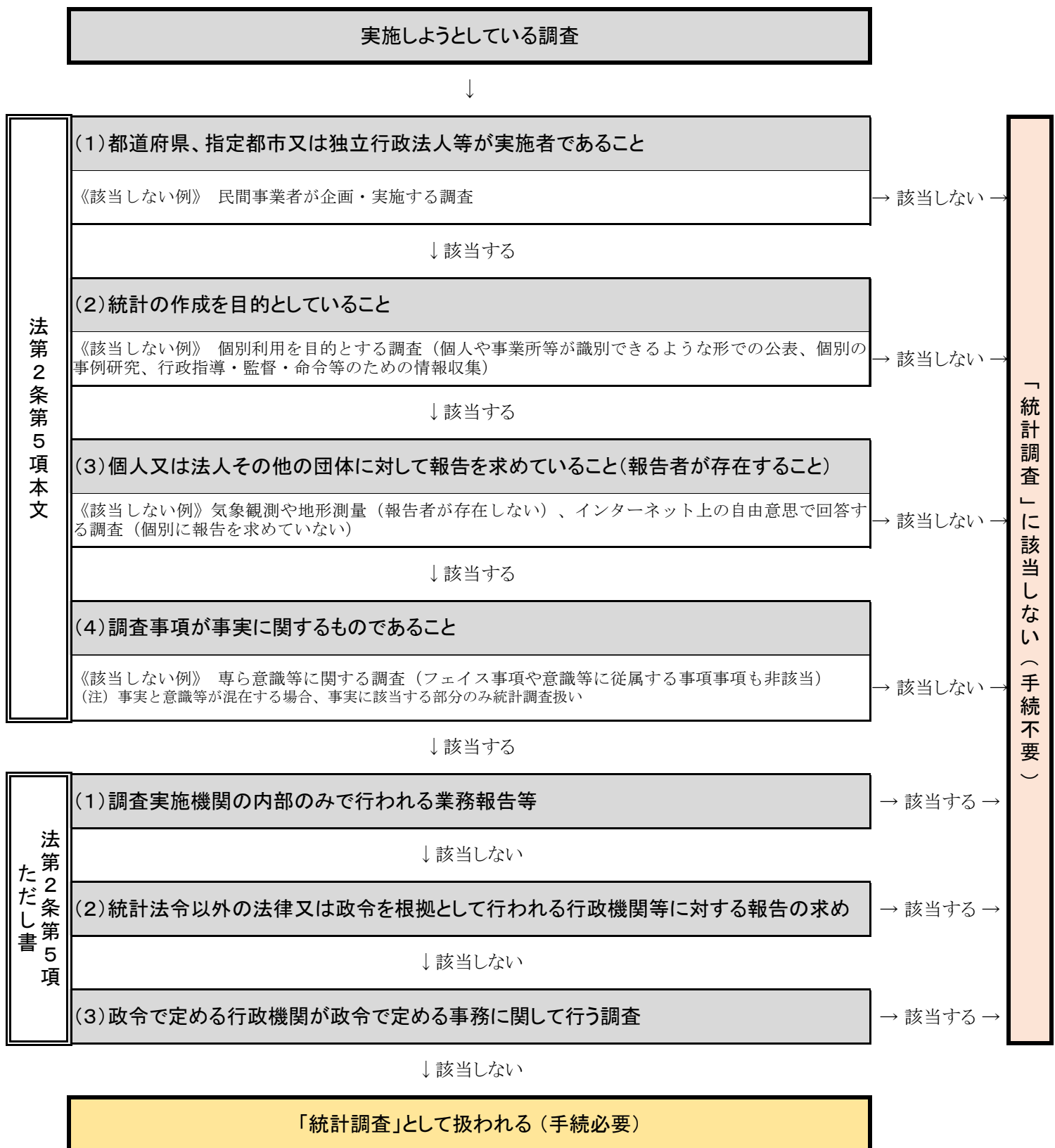
---

注) 公印及び契印は必要ない。

## [参考1] 母集団と標本の関係等



〔参考2〕「統計調査」該当性についての判断の流れ



# 索引

|                  |            |            |       |
|------------------|------------|------------|-------|
| <b>【い】</b>       |            | 職員調査       | 26    |
| 意識等              | 7, 22, 31  | 人事委員会      | 5     |
| インターネット          | 6          |            |       |
| <b>【お】</b>       |            | <b>【せ】</b> |       |
| オンライン調査          | 22, 26, 31 | 全数調査       | 3, 20 |
| <b>【か】</b>       |            | <b>【そ】</b> |       |
| 感染症              | 32         | 総務省統計審査官室  | 4     |
|                  |            | 属性的範囲      | 18    |
| <b>【き】</b>       |            | <b>【ち】</b> |       |
| 基幹統計調査           | 37         | 地域的範囲      | 17    |
| 基準となる期日又は期間      | 23         | 地方公営企業     | 2     |
| 気象観測             | 6          | 地方公共団体     | 2     |
| 聞き取り調査           | 26         | 抽出調査       | 3     |
| 教育委員会            | 5, 8       | 調査員調査      | 26    |
| 共管調査             | 12         | 調査客体       | 45    |
| 行政機関等            | 4          | 調査計画       | 3, 34 |
| 業務記録             | 4          | 調査系統       | 25    |
|                  |            | 調査事項       | 22    |
| <b>【け】</b>       |            | 調査実施機関     | 3     |
| 月次調査             | 33         | 調査対象者      | 45    |
|                  |            | 調査対象の範囲    | 17    |
| <b>【こ】</b>       |            | 調査の始期      | 30    |
| 個体               | 45         | 調査の実施期間    | 29    |
| 個別利用             | 5, 22, 31  | 調査の周期      | 29    |
|                  |            | 調査の終期      | 30    |
| <b>【さ】</b>       |            | 調査の名称      | 15    |
| 災害               | 32         | 調査の目的      | 16    |
| サンプル             | 3, 45      | 調査票        | 31    |
| サンプルサイズ → 標本の大きさ |            | 調査票の提出期限   | 30    |
| サンプル調査           | 3          | 調査方法       | 26    |
|                  |            | <b>【て】</b> |       |
| <b>【し】</b>       |            | 電話調査       | 27    |
| 事業所母集団データベース     | 10         |            |       |
| 悉皆調査             | 3          |            |       |
| 受理               | 37         |            |       |

## 【と】

|                            |                |
|----------------------------|----------------|
| 統計作成支援センター                 | 10             |
| 統計調査                       | 4              |
| 統計法令に基づく統計調査の承認及び届出<br>の状況 | 37             |
| 独立行政法人等                    | 2, 9           |
| 都道府県警察                     | 9              |
| 届出事項記載書                    | 13, 33, 40, 42 |

## 【ね】

|      |    |
|------|----|
| 年次調査 | 30 |
|------|----|

## 【ひ】

|        |       |
|--------|-------|
| 被調査者   | 45    |
| 標本     | 3, 45 |
| 標本抽出   | 45    |
| 標本調査   | 3     |
| 標本の大きさ | 3, 45 |

## 【ふ】

|         |    |
|---------|----|
| F A X調査 | 27 |
| フェイス事項  | 7  |
| 附帯調査    | 16 |
| 不定期     | 29 |

## 【ほ】

|                             |        |
|-----------------------------|--------|
| 報告者                         | 19, 45 |
| 報告者数                        | 19     |
| 報告を求める個人又は法人その他の団体<br>→ 報告者 |        |
| 報告を求める事項 → 調査事項             |        |
| 報告を求めるために用いる方法<br>→ 調査方法    |        |
| 母集団                         | 3, 45  |
| 母集団情報                       | 20     |

## 【み】

|       |           |
|-------|-----------|
| 民間事業者 | 5, 25, 26 |
|-------|-----------|

## 【む】

|       |    |
|-------|----|
| 無作為抽出 | 20 |
|-------|----|

## 【も】

|      |       |
|------|-------|
| モニター | 6, 20 |
|------|-------|

## 【ゆ】

|      |    |
|------|----|
| 有意抽出 | 20 |
| 郵送調査 | 26 |